

## 福祉事務所職員における社会福祉士有資格者率の実態—政令指定都市を中心に—

横山豊治

新潟医療福祉大学 社会福祉学科

【背景・目的】社会福祉専門職の国家資格である社会福祉士は、1987年の法制化から30年余りが経過し、近年は毎年1万人以上増え続け、2018年6月末日現在でその数は225,974人に及ぶが、業務独占資格ではないため、社会福祉の各種施設・事業所・機関の相談員・指導員職において有資格者が多数派を形成する割合には至っていない。

特に、福祉行政の第一線の機関であり、全国に1,200か所以上設置されている福祉事務所の職員におけるその割合は、2016年の時点で2割に満たないことが厚生労働省の調査から明らかになっているものの、2009年時点の割合からみれば、少しずつではあるが増加傾向にあることを、筆者は『新潟医療福祉学会誌』上で述べた。

同省から公表されているデータを詳しく見ていくと、この有資格者率は自治体によってかなりの違いがあることがわかった。同省は各自治体の数値を示すだけで、この点に関する考察や見解を示していないため、2次的な検討を加え、自治体における有資格者率の実態を明らかにしたい。

【方法】厚生労働省が実施し、公表している下記の調査結果をもとに各自治体の福祉事務所職員の社会福祉士有資格者率を算出し、その割合の実態について考察する。

<検討対象> 厚生労働省「福祉事務所人員体制調査」  
2016年10月1日現在の人員体制について、全国1,242か所の福祉事務所を対象に調べた全数調査。

【結果】紙幅の制約上、全国に20市ある政令指定都市の福祉事務所での社会福祉士有資格者率について報告する。

### 1) 政令指定都市（以下、「政令市」）

札幌	仙台	さいたま	千葉	横浜	川崎	相模原
新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺
岡山	広島	北九州	福岡	熊本		

2) 所長：20市のうち、専任の所長がいるのは半数の10市だが、その中に社会福祉士の有資格者は1人もいない。兼任の所長では、名古屋が16人のうち1人、堺が2人のうち1人が有資格者。20市のなかで、社会福祉士の所長はその2人だけ。名古屋を上回る18人の兼任所長がいる横浜も、最多の24人いる大阪も有資格者は0人。

3) 次長：次長を置いているのは7市であり、総数にして63人だが、そこに社会福祉士は0人。

4) 課長：課長専任者と、査察指導員との兼務者という区分があるが、その前者が20市合計で634人いるうちの14人、後者が22人いるうちの1人に資格あり。

有資格者数は、課長専任者が26人の川崎に4人、29人の福岡に4人、62人の大阪に3人、133人の横浜に1人、40人の名古屋は有資格者0人。査察指導員指導員との兼務者が最多の15人いる神戸に1人の有資格者あり。

5) 課長補佐・係長：課長補佐・係長の専任者が、20市合計で1,256人おり、そのうち31人が有資格者で、査察指導員との兼務者722人のうち73人が有資格者。

専任者での有資格者率が特に高いのが、川崎で43人中10人(23.3%)。12市で有資格者が0人だが、106人中の0人(名古屋)や98人中の0人(北九州)から、2人中の0人(相模原)まで多様である。

兼務者では、74人中35人(47.3%)が有資格者の横浜が突出して高率であり、絶対数としても最多である。兼務者の人数では横浜を上回る84人ながら有資格者は0人の京都と対照的である。

6) 査察指導員(専任)：20市合計で571人中31人が有資格者。そのうちの21人が大阪に集中するも、同市には桁違いに多い460人も専任の査察指導員がいるため、有資格者率では4.6%。実人数で大阪に次ぐ名古屋は47人中7人(14.9%)で、割合としては最大。

この区分の職員がいない市が11市。

### 7) 現業員(専任)

専任の現業員の中に、有資格者が1人もいないという政令市はさすがになかったが、岡山のように136人の現業員を擁しながら社会福祉士はただ1人(0.7%)だけという所があった。この区分全体では7,161人中1,383人(19.3%)だが、その平均値を大きく上回り、20市の中で際立って高率なのが101人中50人(49.5%)の新潟である。これに次いで高率なのが堺の44.2%(197人中87人)、川崎の42.9%(422人中181人)だが、4割を超えたのはこの3市のみで、専任現業員の有資格者数が1桁に留まる所が4市、有資格者率が5%未満の所が5市あった。

【考察】新潟市福祉事務所の専任現業員に占める社会福祉士の割合が政令市の中で飛び抜けて高くなっているのはなぜか。2016年の「人口10万人あたりの社会福祉士数」が、都道府県別には算出可能であり、その割合が新潟県は全国1位であること、同県には社会福祉士養成課程を持つ大学・専門学校が7校もあり、そのうち6校が新潟市内に集中していることなどを踏まえると、有資格者の供給力が高い地域性が関係している可能性が考えられる。

【結論】生活保護を含む福祉行政サービスの従事者の資質が問われる中、住民がどこで暮らしても社会福祉士の有資格者による相談援助を受けられるようにするには、有資格者率が特に低率の自治体の底上げを図る必要がある。

### 【文献】

1) 横山豊治：社会福祉士制度30年の到達点—任用の動向を中心に—、新潟医療福祉学会誌, 17: 2-12, 2018.